

平成28年第13回弘前市教育委員会会議録

日時 平成28年8月29日（月）

午後1時

場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議

議案第28号 弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案

議案第29号 弘前市指定文化財の指定解除について

- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、
4番 佐々木 健 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 櫛引 健、教育政策課長 鳴海 誠、
学校づくり推進課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長 奈良岡 淳、
教育センター所長 石川 みどり、生涯学習課長 戸沢 春次、弘前図書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦、
博物館長 佐々木 健一、文化財課長補佐 工藤 雅人、文化財課文化財保護係長 小石川 透

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広、教育政策課総務係主事 齊藤 裕子

午後1時 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、平成28年第13回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に2番前田幸子委員と4番佐々木健委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が2件となっております。

・議案第28号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、議案第28号弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○学校づくり推進課長(宇庭芳宏) 議案第28号弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

本議案は、弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正しようとするものであります。提案理由といたしましては、同一小学校区の通学区域が複数の中学校の通学区域に分離しないよう改めるとともに、複数の小学校の通学区域に指定している区域の一部を同一の小学校の通学区域とするため、所要の改正をしようとするものであります。すなわち、同じ小学校の児童が同じ中学校に進学し、小・中9年間を通して系統的に一貫して学ぶ環境を整えること、加えて、地域事情の変化などにより指定校にそのまま通う者がなく、従来の指定校が形骸化されている一部地域について、実態に即した通学区域とすること、これら二つの理由から提案したものでございます。

配付資料は、改正規則案と新旧対照表及び参考資料の3種類となっておりますが、参考資料を使いながらご説明申し上げます。お手元の参考資料は、改正内容6カ所を整理したものです。

①から③は、複数の小学校の通学区域に指定している区域の一部を同一の小学校の通学区域とするための改正でございます。まず、①「大清水三丁目の一部」は、これまで堀越小学校と第三大成小学校の通学区域に分離していたものを、全て堀越小学校の通学区域に改正するものです。次に、②「安原一丁目の一部」は、これまで松原小学校と第三大成小学校の通学区域に分離していたものを、全て松原小学校の通学区域に改正するものです。そして、③「在府町の一部」は、これまで朝陽小学校と桔梗野小学校の通学区域に分離していたものを、全て朝陽小学校の通学区域に改正するものです。

続いて、④から⑥は、同一小学校区の通学区域が複数の中学校の通学区域に分離しないよう改めるための改正でございます。まず、④「和徳小学校区の一部」は、これまで第一中学校と東中学校の通学区域に分離していた和徳小学校の通学区域を、全て第一中学校の通学区域に改正するものです。次に、⑤「文京小学校区の一部」は、こ

れまで第三中学校と南中学校の通学区域に分離していた文京小学校の通学区域を、全て第三中学校の通学区域とするものです。最後に、⑥「千年小学校区の一部」は、これまで南中学校と第五中学校の通学区域に分離していた千年小学校の通学区域を、全て南中学校の通学区域とするものです。

続いて、改正規則案の資料に戻りまして、改正規則案の附則についてご説明申し上げます。ここでは、本規則の施行期日のほか経過措置の内容を規定してございます。

第1項は規則の施行期日でありまして、平成29年4月1日から施行するものです。第2項は、29年度の新入学生に対する経過措置でありまして、小学校及び中学校へ就学を予定する者に対しては、施行期日前に指定校を示した入学通知を発行する必要があることから、改正後の内容を通知するための規定であります。第3項は、在校生に対する経過措置でありまして、改正後も卒業又は転学するまでの間は、従前の学校での就学を継続するための規定であります。以上でございます。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） このように改正されると、非常に分かりやすく、すっきりしましたし、子どもたちも通学するにはとても便利になって、友達との関係もうまくいくのかなと思いました。

ところで、以前の一部という規定は、どのような決め方をしていたのですか。というのは、以前、私が南中学校に勤務していた時、同じ町会で一部が南中学校、一部が第三中学校という決め方をしていたと記憶していますが、一部の決め方についてお知らせいただければ。それと、改正された後でも、まだ、一部という標記されたところが残っていますが、これは妥当なものなのか、若しくは今後検討していくのかお知らせください。

○学校づくり推進課長（宇庭芳宏） まず、大清水三丁目の一部でございますが、ここにつきましては、現在通学している子どもが1人だけいます。ここは、宅地の開発等で従前の区割りと開発後の区割りで実情が変わってきた所であろうかと推測しております。なお、一部という決め方ですが、例えば、地図上で線を区切り、一つの町会を複数の学区に分けているという例があります。これについては、基本は一つの町名が一つの町会で構成する場合、町名と町会が一致しますが、例えば、品川町のように細長く大成小学校と第三大成小学校の区域にまたがる場合には、町名をどちらかに統一してしまいますと、場所によって通学する学校が遠くなることとなります。調べましたところ、実はこの町会につきましては、大成小学校の地区の町会と第三大成小学校の地区の町会と地番で分けているようでございます。このように個々の実態に合わせてまだ一部というのが残っている形です。

今回の一部改正につきましては、先ほど大清水は1人と申しましたが、その他、安原、在府町につきましては、その対象区域には現在対象となる児童生徒がございません。ただ、今後のこともあり整理をしたものでございます。

○3番（澤田美彦委員） このように変えることによって影響を受ける子どもは全体で何人くらいいるのか教えてください。それから、今までも事情があつて隣の学区の小学

校に入っている子どももいると思いますが、そういう子どもが今回の改正でどのくらいなくなるのかお知らせください。

○学校づくり推進課長（宇庭芳宏） まず、今回の改正で、既に入学されている児童生徒につきましては、経過措置がございますので、実質的な影響を受けずに従前の学校に手続なく卒業まで通えるということになります。

また、来年度入学予定の児童生徒が、仮に従前の規定でいくとどのくらい手続が必要かと申しますと、27年度の時点での調査によると、対象者148名の内、従前の指定されている学校に通われている児童生徒が19名、今回の改正後の区域に通われている子が113名ということで、その他の附属中学校への進学等を除きますと、概ね9割の児童生徒が今回の改正で指定校、許可校が逆転することとなります。従いまして、現在の制度で特段の手続なく通えた子どもが比率としておよそ1割、逆に個別に手続していただけでいた子どもが9割いるということで、これが今回の改正で逆転することになります。このことから、差し引きで約8割程度の方は特段の手続をしなくても通学が可能になるということで事務的な負担も軽くなるということになります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第28号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号は可決されました。

・議案第29号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第29号弘前市指定文化財の指定解除について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長補佐（工藤雅人） 議案第29号弘前市指定文化財の指定解除についてご説明いたします。本件は、弘前市文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、市指定無形文化財に指定した「津軽塗」の市指定解除と同条例同条第2項の規定に基づき、当該市指定無形文化財の保持団体として認定した「津軽塗技術保存会」の保持団体の認定を解除しようとするものであります。

「津軽塗」及び「津軽塗技術保存会」は、平成27年12月24日付けの弘前市教育委員会告示第69号において、指定及び保持団体に認定したのですが、平成28年8月3日開催の青森県教育委員会会議定例会において、「津軽塗」が県技芸の指定を受け、「津軽塗技術保存会」がその保持団体の認定を受けたものであります。これに伴い、同条例第11条第1項第4号及び同条第2項により、市指定文化財の解除と保持団体認定解除を行う必要があることから、市指定無形文化財「津軽塗」の指定解除と「津軽塗技術保存会」の認定解除をしようとするものであります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

○2番（前田幸子委員） 確認ですが、県の指定を受けると市の指定を解除するという規

定になっているのですか。それと、条例の第11条について教えてください。

○文化財課文化財保護係長（小石川 透） ご説明します。まず、県技芸とう名前ですが、これは青森県文化財保護条例で規定がありまして、青森県内に所在する無形文化財のうちで、県が重要で保護しなくてはならないと考えたものについては、「県技芸」として指定するとあります。要するに同じ文化財ではあるのですが、県が指定した場合には「県技芸」となるということです。

また、弘前市文化財保護条例第11条第1項第4号及び同条第2項には、国の文化財保護法又は県の文化財保護条例による指定を受けた場合には、解除できるという規定があります。今回はこれに則って手続をするものであります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第29号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第29号は可決されました。

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年第13回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時18分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐 々 木 健